



- I. 企業の捜査協力に関する英国重大不正捜査局(SFO)のガイダンスの公表
- II. インサイダー取引規制に関する Q&A の改訂
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
8月30日号

I. 企業の捜査協力に関する英国重大不正捜査局(SFO)のガイダンスの公表

執筆者: 勝部 純

1. はじめに

英国において重大・複雑な詐欺事件や贈収賄事件を捜査・訴追する重大不正捜査局(SFO: Serious Fraud Office)は、2019年8月6日、企業の捜査協力に関するガイダンス(Corporate Co-operation Guidance。以下「SFO 企業協力ガイダンス」という。)を公表した¹。SFO 企業協力ガイダンスの内容には、以下に述べるとおり米国等の当局のプラクティスとは異なる点もあり、企業が英国・米国等にまたがるクロスボーダーの不祥事対応を行う際には留意する必要がある。

2. SFO 企業協力ガイダンスの内容

(1) 総論

- ✓ 企業による捜査協力は SFO が起訴するか否かの意思決定を行うに際しての考慮要素となる。
- ✓ もっとも、企業が十分な協力を行ったとしても、そのことが特定の結果を保証するものではない。

(2) 資料の保全・提供

資料の保全及び SFO への提供について、以下の事項が推奨される。

ア グッド・プラクティス一般

- ① 破棄・棄損を避ける方法でデジタルとハードの関連資料を保全すること
- ② デジタル資料を収集する際、デジタル・インテグリティ(完全性)が確保されるようにすること

¹ SFO ウェブサイト <https://www.sfo.gov.uk/download/corporate-co-operation-guidance/>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- ③ SFO の要求に応じて速やかに資料を収集・提供すること
- ④ 関連資料の保持者及び所在場所のリストを提供すること
- ⑤ 体系的に整理して資料を提供すること(①SFO により要求された資料、②個人・論点ごとに分類された関連資料、③社内調査において収集された関連資料、④当該企業の基礎的背景資料等)
- ⑥ SFO と合意した方法で資料を更新していくこと
- ⑦ データ滅失等の疑いについて直ちに SFO に報告すること
- ⑧ 第三者の保持する関連資料を特定すること
- ⑨ 当該企業が保持・管理している場合、海外に所在する関連資料を提供すること
- ⑩ 秘匿特権(privilege)を理由として開示を拒否する資料の一覧を秘匿特権を主張する根拠を示して速やかに提供すること
- ⑪ 被疑者に有利な資料の特定を支援すること

イ デジタル資料・端末

- ① SFO が求める様式でデジタル資料を提供すること
- ② デジタル資料及び端末の収集及び取扱いの監査証跡(audit trail)を作成・維持すること
- ③ システムの老朽化等に注意し、デジタルファイルが捜査・起訴・裁判終了時まで利用可能な方法を確保すること
- ④ 当該企業がアクセスできないデジタル資料について SFO に注意を促すこと
- ⑤ デジタル端末についてパスワード等を保全・提供すること

ウ ハード資料

ハード資料の収集及び取扱いの監査証跡を作成・維持すること

エ 財務記録及び分析

- ① 関連する資金の流れを示す記録を提供すること
- ② 銀行口座記録等の関連財務資料を提供すること
- ③ 当該企業がアクセスできない財務資料について SFO に注意を促すこと
- ④ 会計士等に財務記録を作成、説明させること
- ⑤ 財務資料の収集及び取扱いの監査証跡を作成・維持すること
- ⑥ 収益、不正利得額及び罰金額の計算並びに支払能力に関する情報を提供すること

オ 産業・背景情報

- ① 当該産業の知識、背景、実務慣行に関する情報を提供すること
- ② 問題となっている市場・産業に特有の防御策を特定すること
- ③ 関連市場における他の登場人物に関する情報を提供すること
- ④ 当該企業がコンタクトを取った国内外の政府機関について SFO に通知すること

カ 個人

- ① 潜在的な証人又は被疑者に対してインタビュー、人事処分等を行う前に、SFO と協議すること
- ② 第三者を含めて潜在的な証人を特定すること
- ③ 他者の供述資料を見せる等の行為を行って潜在的な証人の記憶を歪めないこと
- ④ 従業員等に SFO のインタビューに応じさせること
- ⑤ SFO の要望に応じて元従業員等の連絡先を提供すること

(3) 証人の供述資料及び秘匿特権の放棄

- ✓ 社内調査において得た潜在的証人の供述資料を、インタビューの録音、メモ、逐語記録と併せて提供すべきである。
- ✓ 捜査手続において当該企業が秘匿特権を主張する場合、当該資料が秘匿特権の対象となることについての独立した弁護士による証明書を提供することが期待されている。

3. 留意点等

企業の捜査協力を英国 SFO がどのように評価するかについて SFO がガイダンスを公表したことは、不正行為が発覚した際に企業が対応を検討するに当たって有益であるが、当該問題が米国等にも関わるクロスボーダーの問題である場合、米国等における当局のプラクティスと異なる点があることには、留意する必要がある。

例えば、SFO 企業協力ガイダンスにおいては、上記のとおり、「社内調査において得た潜在的証人の供述資料を、インタビューの録音、メモ、逐語記録と併せて提供すべきである」とされている。他方、かかるインタビュー資料等は、米国における刑事手続等においては本来秘匿特権の対象となり、開示を拒否し得る資料であり、SFO への開示を理由として、米国における手続においても秘匿特権が放棄されたとして開示を強制されるおそれがある。したがって、米国等におけるクロスボーダーの対応が必要となる案件においては、英国 SFO に協力するに当たっても、秘匿特権の維持等に留意して、その進め方について慎重に検討する必要がある。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

j.katsube@jurists.co.jp

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社が知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。

II. インサイダー取引規制に関する Q&A の改訂

執筆者: 上島 正道

1. 改訂の背景

令和元年7月29日、金融庁・証券取引等監視委員会は、従前の「インサイダー取引規制に関する Q&A」を改訂しました²。

我が国のインサイダー取引規制については、従前より、インサイダー取引に該当しない通常の株式投資が過度に抑制されているのではないかと指摘が行われていました。こうした問題意識を踏まえ、平成30年12月17日に実施された金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第18回)³においては、株式投資に対して過度に抑制的にならないようにという問題意識の下、インサイダー取引規制に関する Q&A に関する審議が行われました。今回の Q&A の改訂は、このような問題意識、市場ワーキング・グループでの審議を踏まえたものです。

2. 改訂の内容

インサイダー取引規制に関する Q&A は、平成20年11月18日に、上場会社が信託方式または投資一任方式によって自己株式取得を行う際に、どのような配慮が必要かという点に関する Q&A(現在の【応用編 問1】)として公開されました⁴。その後、順

² <https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190729.html>

³ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryoku/20181217.html

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081118-6.html>

次、問が追加され、直近では、平成 27 年 9 月 2 日の「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の改正、「金融商品取引法等に関する留意事項について」(金融商品取引法等ガイドライン)の改正に併せ、対抗買いに係る適用除外や知る前契約・計画に係る適用除外に関する問の追加が行われ⁵、5 つの問が設けられていました。

今回の改訂では、従前の 5 つは「応用編」と位置付けられ、そのほかに、「基礎編」として、投資経験・知識が少ない者でもインサイダー取引規制の基本的な内容が分かるように、7 つの問が追加されるとともに、Q&A の冒頭に「はじめに」との序文が追加されました。

「基礎編」は、金融庁・証券取引等監視委員会自身も公表文において述べているように、分かりやすい説明内容となっており、内容は、Q&A そのもの(https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/190729insider_qa_pdf)を見ていただければ一目瞭然です。

- (問 1) 株式売買についてのインサイダー取引規制とはどのようなものですか。
- (問 2) インサイダー取引規制の対象は株式のみですか。投資信託や ETF もその対象に含まれますか。
- (問 3) 上場会社の役職員等は、自社株式や取引先を含む他社株式を売買することはできますか。
- (問 4) 重要事実等を知った場合でも株式の売買が可能となる「公表」とは、どのような方法で行われるのですか。
- (問 5) 重要事実のバスケット条項に該当する事実とはどのようなものですか。
- (問 6) インサイダー取引の未然防止の観点から、上場会社の社内規則では、株式等の売買について、どのような売買管理規則が設けられていますか。
- (問 7) 金融庁及び証券取引等監視委員会における、職員の投資に係る規則、資産形成支援の取組みはどのようなものですか。

問 1～問 5 までは、インサイダー取引規制の基本的な要件に関する説明です。問 6 は、上場会社の社内規則の策定状況等に関する問であり、日本取引所グループが実施している上場会社へのアンケート等の公表資料の紹介が行われております。問 7 では、金融庁や証券取引等監視委員会自身は職員に関してどのようなルール作り等をしているかという内容であり、やや踏み込んだ内容のように思われ、金融庁においても、株式の取引を一律に禁止しているわけではないことを公にしている点には、過度に取引を萎縮しないで欲しいというメッセージ性を感じ取ることができます。

市場ワーキング・グループの審議や、インサイダー取引規制に関する Q&A の「はじめに」でも指摘されているとおり、インサイダー取引規制は厳しく規制される必要がありますが、一方で、株取引は、不公正取引でなければ、本来自由に行うことができるものであり、過度な抑制は不要であるということも正しく理解される必要があります。

例えば、社内規則で株取引を一切禁止することで、確かに、インサイダー取引の機会をなくすることができるようにも見えます。しかし、意図的に法令に違反しようという者は、社内規則違反も承知の上で違反行為をするでしょうし(例えば、社内規則上、株取引は届出制となっているのに無届けで売買する等)、効果的でない規制をすることで、インサイダー取引などしようとは思っていない役職員の健全な投資活動を阻害することにもなりかねません。今般のインサイダー取引規制に関する Q&A の改訂は、社内のルールが過剰規制になっていないか、過度に保守的な運用になっていないかを点検する契機となるように思われます。



かみじま まさみち
上島 正道

西村あさひ法律事務所 弁護士
m_kamijima@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2011-2014 年、金融庁総務企画局市場課専門官。2015 年、公認不正検査士登録。主な取扱分野は、危機管理・訴訟その他一般企業法務。特に、インサイダー取引規制等金融商品取引法関連の業務に従事。主な著書に、『インサイダー取引規制の実務(第 2 版)』(商事法務・2014)[監修]、『よくわかるインサイダー取引規制入門 Q&A』(商事法務・2016)[著]等。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控させていただきます。

⁵ <https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20150902-1.html>

【2019年7月26日】

経産省、対内直接投資等に関する政令改正案を公表

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595119088&Mode=0>

経済産業省は、2019年7月26日、対内直接投資等に関する政令の改正案を公表しました。

そもそも、外国為替及び外国貿易法27条1項によれば、外資の出資規制の一環として、「対内直接投資等」に該当する行為を行う際は、事前届出が必要とされています。この「対内直接投資等」の範囲について、従前は、上場会社の発行済株式総数の10%以上の取得等を対象としていたところ、同政令の改正案は、投資手法や経営への関与手法が多様化していることを背景に、総議決権の10%以上の取得も「対内直接投資等」の一類型に追加するものです。

政府は、同政令の改正案について、2019年9月の公布、同年10月の施行を目指しています。

【2019年8月6日】

経済同友会、「デジタル時代のビジネスリスクマネジメント～企業経営者が取り組むべき課題～」の報告書を公表

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/7f547b6faa79bb881c94d3aad99860d758df412a.pdf>

同報告書は、サイバーセキュリティ、個人データ移転及びAI化・IoTの進展の3つの観点から、企業経営者が具体的に取り組むべき課題を挙げています。

サイバーセキュリティについては、経営者が講ずべき全社的取組みとして、セキュリティポリシーの策定、経営者によるメッセージの発信、研修の実施によるセキュリティポリシーの全従業員への周知徹底などを挙げています。また、中長期的な課題として、プロジェクトマネジメント、テクノロジー及びリスクマネジメントを融合させた、全社横断的セキュリティ統括部門の設置なども提案しています。

個人データ移転については、特に個人データの越境移転について、GDPRや、中国サイバーセキュリティ法等を注視する必要がある旨を指摘しています。

AI化・IoTの進展については、AIを用いたモニタリングがプライバシー等に与える影響など、技術の進展に伴う倫理上の問題を考え続け、透明性を高めたコンプライアンス体制の構築・運用に努めていくべきであることを指摘しています。

【2019年8月8日】

厚労省、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」の報告書を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06003.html

同報告書は、副業・兼業における労働時間管理の見直しの方向性について、以下のとおり考えられる選択肢を整理しています。

① 健康管理について

以下のア～ウのいずれかの規制の導入を検討する。

ア 事業者は、副業・兼業をしている労働者について、自己申告により副業・兼業を通算した労働時間を把握し、通算した労働時間の状況などを勘案し、当該労働者との面談、労働時間の短縮その他の健康を確保するための措置を講ずるように配慮しなければならないこととする

イ 事業者は、副業・兼業をしている労働者の自己申告により副業・兼業を通算した労働時間を把握し、通算した労働時間が、現行の労働安全衛生法においても健康管理上の措置が求められているほどの長時間労働となった場合⁶、通算した労働時間の状況について、休憩時間を除き一週間当たり40時間を超えている時間が、一月当たり80時間を超えている場合は、労働時間の短縮措置等を講ずるほか、自らの事業場における措置のみで対応が困難な場合は、当該労働者に対して、副業・兼業先との相談その他の適切な措置を求めることを義務付け、当該労働者の申出を前提に医師の面接指導その他の適切な措置も講ずる

ウ 副業・兼業を通算した労働時間の状況の把握はしないが、労働者が副業・兼業を行っている旨の自己申告を行った場合に、長時間労働による医師の面接指導、ストレスチェック制度等の現行の健康確保措置の枠組みの中に何らかの形で組み込む

⁶ 通算した労働時間が現行の労働安全衛生法においても健康管理上の措置が求められているほどの長時間労働となった場合

- ② 副業・兼業における労働時間の上限規制について
以下のア又はイのいずれかの規制の導入を検討する。
- ア 労働者の自己申告を前提に、副業・兼業を通算して労働時間を管理することが容易となる方法を設ける
 - イ 事業主ごとに上限規制を適用するとともに、適切な健康確保措置を講ずることとする
- ③ 割増賃金について
以下のア又はイのいずれかの規制の導入を検討する。
- ア 労働者の自己申告を前提に、副業・兼業を通算して割増賃金を支払いやすく、かつ時間外労働の抑制効果も期待できる方法を設ける
 - イ 各事業主の下で法定労働時間を超えた場合のみ割増賃金の支払いを義務付ける

【2019年8月8日】

総務省「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 報告書」の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000067.html

総務省は、2019年8月8日、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 報告書」を公表しました。同報告書では、「アクセス警告方式⁷」に関するユーザーへの意識調査の結果等を紹介した上で、以下のとおり、海賊版サイトへのアクセス防止に向けた今後の方針を示しています。

- ・ アクセス警告方式については、現状、インターネットサービスプロバイダ等によるアクセス先のチェックに対して、ユーザの有効な同意があると考え難いことは困難である。
- ・ 現状では、フィルタリングソフトの組み込みや、セキュリティソフトにおけるフィルタリング機能の導入等、端末側で、アクセス警告方式に類似する対策の実装するほうが、より即時性が高いと考えられる。

⁷ ユーザの同意に基づき、インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が、ネットワーク上でユーザのアクセス先(海賊版サイト以外へのアクセスも含む。)をチェックし、ユーザによる海賊版サイトへのアクセスを検知した場合、「本当に海賊版サイトにアクセスしますか？(はい/いいえ)」等の警告画面を表示させるなどの仕組みのことを指します。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士
ke.matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。